

パブリックコメント制度でご意見を募集

老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(案)にご意見をお寄せください

■問い合わせ 保険課介護保険係(TEL)210299)

高齢者が安心して暮らせるように

市は、「老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の策定を進めおり、素案をまとめました。

今月号では、今後計画を策定していくために計画の概要をお知らせして、皆さんの意見をお聞きします。ぜひ、多くのご意見をお寄せください。

■計画の位置付け

「老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」は、老人福祉法に基づく老人保健福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、市の高齢者保健福祉施策、介護保険事業を計画的に進めるための基本となる実施計画です。

■計画期間

平成21年度～平成23年度までの3年間を計画期間とします。

■改訂の目的

高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などによって介護を

必要とする高齢者が急速に増加することが見込まれています。

医療制度では、後期高齢者医療制度が今年4月から施行され、健診についても従来の「基本健康診査」から予防を重視した「特定健康診査」や「健康診査」に移行するなどの改革がなされました。

このため、こうした医療制度改革等を踏まえた上で、第3期介護保険事業計画を基本とし、市の高齢者保健福祉施策の基本的考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的に整理し、方向性を示すとともに、安定的運営を図っていくために改訂を行います。

■改訂の内容

改訂の主な点は、次のとおりです。

①介護予防の充実

医療制度改革により、従来は基本健康診査対象が40歳以上となっていました。40歳から74歳までを特定健康診査、75歳以上を健康診査として各医療保険者が実施していくこととなりました。

また、65歳以上の一定の要件を満たす対象者には、生活機能評価を行うなど、介護予防事業等の充実を図っていくよう計画に盛り込みました。

②市内全域を一つの事業対象に市内を東西で区分していた「日常生活圏域」の設定を廃止し、全体での事業計画としています。

③介護保険サービスの充実

介護保険サービスの充実のため、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」の増床。地域密着型サービス提供施設整備として、小規模特別養護老人ホームやグループホーム・小規模多機能型居宅介護の整備を計画に盛り込みました。

④基金を活用

介護サービス給付費の増加見込みに対し、第1号(65歳以上)被保険者の保険料が増加するため、「介護給付費準備基金」を活用することとしています。

基本理念 いきいき生涯現役のまちづくりを目指して

■次の5つを基本目標としています。

1 福祉の心のまちづくり

一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等に対して、介護予防事業を実施するとともに、自助努力と社会連帯を基本として、地域社会のすべての人々が相互に助け合う地域福祉活動を促進し、高齢者等の在宅生活を支える地域福祉を積極的に推進します。

- いきいき介護予防・生活支援
- 思いやり地域福祉

2 生涯健康のまちづくり

健康意識の啓発、健康体操・健康スポーツの普及など、地域活動や日常生活における継続した健康づくりを進めるとともに、健康診査、健康教育、健康相談などにより、生活習慣病など寝たきりの要因となる疾病の予防を促進します。併せて、地域医療体制の充実に努め、保健・医療・福祉が連携した健康のまちづくりを推進します。

また、高齢期を「第2の現役期」ととらえ、高齢者がさまざまな分野で他世代とともに活躍できるように、地域福祉や健康づくりに対する市民の気運の醸成に取り組みます。

- はつらつ健康づくり

3 生涯社会参加のまちづくり

趣味や知識、技術の習得など、誰でもいつでも学習できる機会や場の提供の充実とともに、老人クラブやシルバー人材センターなどによる高齢者の創造・交流活動や豊かな経験・知識・技術を生かした就労、地域活動など、いくつになっても現役で活躍できるまちづくりを進めます。

- 輝く生きがいづくり

4 生涯暮らしやすいまちづくり

高齢者や障害者に配慮した公共施設づくりを推進するとともに、民間公益施設の改善、交通・外出しやすい環境の整備、高齢者が使いやすい住宅づくり、防犯・防災対策の充実など、安全・安心で高齢者が生活しやすいまちづくりを進めます。

- 住みやすい快適環境づくり

5 安心介護のまちづくり

介護保険制度の円滑な実施、安定した運営により、充実した介護保険サービスを提供していきます。また、高齢者が心身の健康を維持しつつ、介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の希望を尊重し、自立した質の高い生活を営むことができるよう、安心介護のまちづくりを進めます。

- 介護保険サービスの基盤整備

老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(案)にご意見をお寄せください!

基本理念、基本目標、方針(施設整備計画)に関することなど

〔意見提出方法〕 来年1月9日(金)までに、郵便番号、住所、氏名を明記し、郵送かファックス、Eメールで保険課介護保険係(〒716-8501 松原通2043・FAX②0655・Eメールhoken@city.takahashi.okayama.jp)までご意見をお寄せください。市ホームページ(<http://www.city.takahashi.okayama.jp/>)からも入力できます。

〔素案の閲覧〕 保険課、各地域局(土・日曜日・祝日、年末年始休業日を除く午前8時30分～午後5時15分)、または市ホームページで閲覧できます。

〔閲覧期間〕 平成20年12月15日(月)～平成21年1月9日(金)

※この計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施します。パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策等を立案する過程で、当該施策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見および情報を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、市民等の意見に対する考え方を公表する一連の手続きのことです。